

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

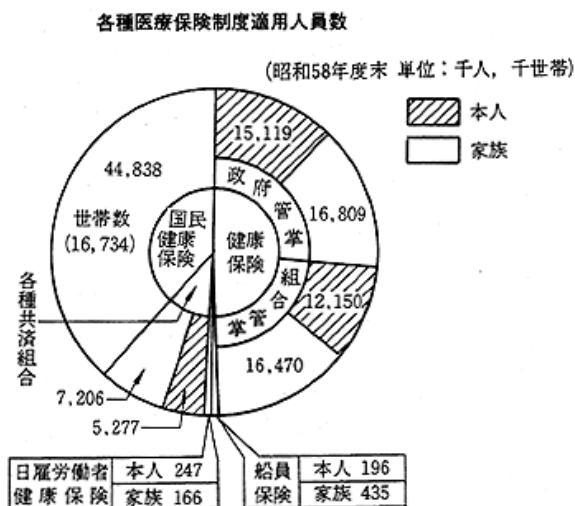
IV 医療保障

(1) 概要

我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が、昭和36年4月より実施されている。

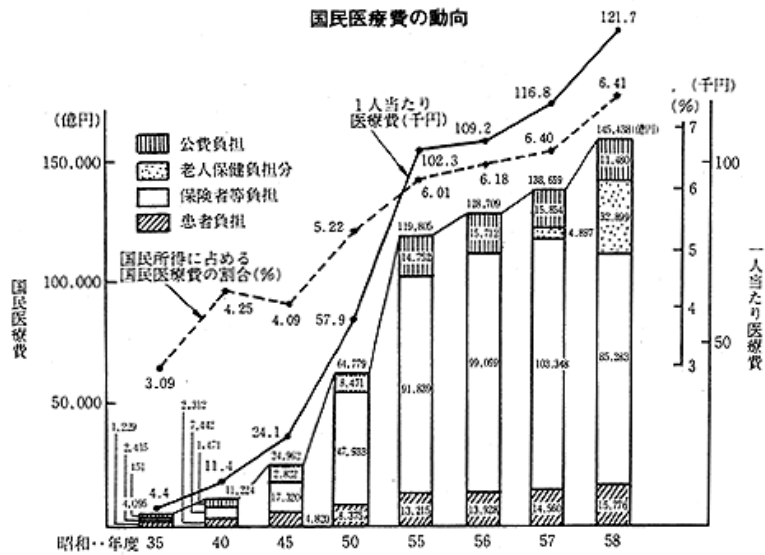
医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とになる。

各種医療保険制度適用人員数



厚生省保険局調べ

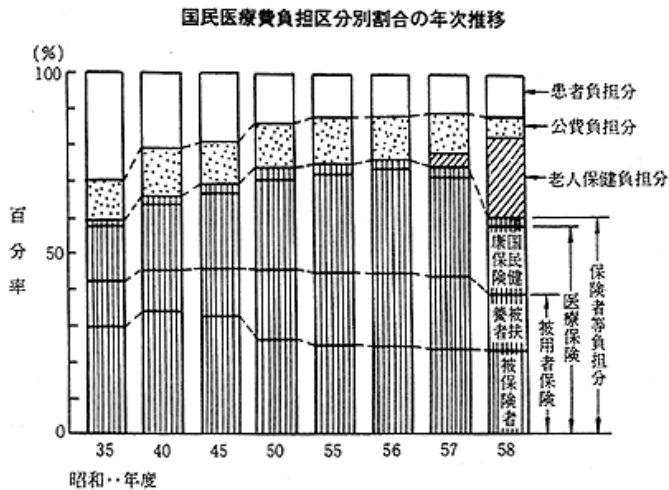
国民医療費の動向



年 度	国民医療費		老人医療費		国民医療費 に占める老人 医療費の 割合	対象者数		1人当たり老人 医療費	
	億円	伸率	億円	伸率		千人	伸率	千円	伸率
48	39,496	16.2	4,289	—	10.8	4,237	—	101	—
49	53,786	36.2	6,652	55.1	12.4	4,493	6.0	148	46.2
50	64,779	20.4	8,666	30.3	13.4	4,700	4.6	184	24.5
51	76,684	18.4	10,780	24.4	14.1	4,894	4.1	220	19.5
52	85,686	11.7	12,872	19.4	15.0	5,146	5.1	250	13.6
53	100,042	16.8	15,948	23.9	15.9	5,408	5.1	295	17.9
54	109,510	9.5	18,503	16.0	16.9	5,675	4.9	326	10.6
55	119,805	9.4	21,269	14.9	17.8	5,907	4.1	360	10.4
56	128,709	7.4	24,281	14.2	18.9	6,158	4.2	394	9.5
57	138,659	7.7	27,487	—	19.8	6,465	—	425	—
58	145,438	4.9	33,185	—	22.8	7,491	—	443	—

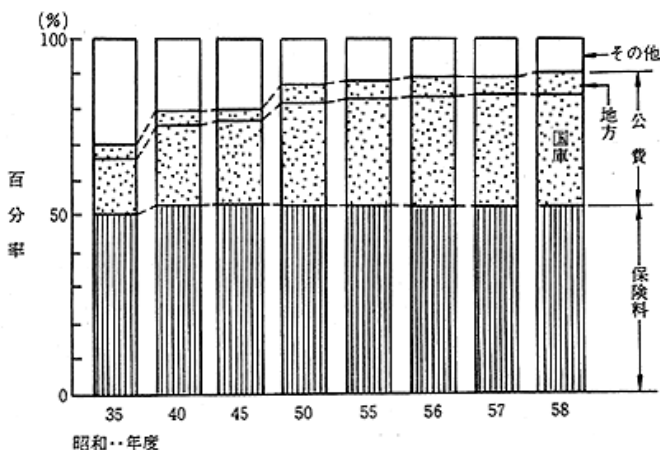
厚生省老人保健部調べ
 (注) 1. 58年1月以前は老人医療費支給制度の対象者に係るものである。
 2. 58年2月以降は老人保健法による医療の対象者に係るものである。
 3. 58年度の老人医療費については、老人保健制度の創設に伴い、対象者(健康本人及び所得制限該当者)が増加しているため、前年度とは単純に比較できない点に留意する必要がある。

国民医療費負担区分別割合の年次推移



財源別国民医療費百分率の年次推移

財源別国民医療費百分率の年次推移



(注) 被保険者保険料のなかには、国民健康保険の保険料を含む。

医療保険制度の現況

医療保険制度の現況

(昭和59年度末)

		健康保険		船員保険	国家公務員等 共済組合	地方公務員等 共済組合	私立学校教職員 共済組合	国民健康保険		
根拠法 (法律) 【施行】	健康保険法 (大11.4.22法70) 【昭2.1.1】		船員保険法 (昭14.4.6法73) 【昭15.6.1】	国家公務員等共済組合法 (昭58.12.3法82) 【昭59.4.1】	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.3法152) 【昭37.1.1】	私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) 【昭29.1.1】	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 【昭34.1.1】			
対象	一般被用者	日雇労働者	船員	国家公務員及び 公社の役職員	地方公務員	私立学校教職員	農業者・自営業者等	被用者保険 の退職者		
经营主体 (昭和59.4.1現在)	政府 (社会保険庁)	各健康保険組合 (1,711)	政府 (社会保険庁)	政府 (社会保険庁)	各庁及び各公社 共済組合 (27)	各地方公務員共済 組合 (54)	私立学校教職員 共済組合	各市町村 (3,272)	各国民健康 組合 (168)	各市町村
加入者数 (昭和59.3末現在)	1,512万 家族(1,681万)	1,215万 (1,647万)	25万 (17万)	20万 (44万)	196万 (296万)	298万 (393万)	34万 (32万)	市町村 4,143万、国保組合 341万 (計 4,484万)		
財源	本人	4.20 8.4% 4.20 (59.3~)	3.457 (平均) 8.073%	1級日額 55円 } 120円 65円 } 11級日額 765円 } 1,670円 905円 }	4.1 8.2%	3.025 6.05 5.425 3.025 10.85 5.425	3.495 6.990 6.077 3.495 12.154 6.077	3.65 7.30 3.65	(1世帯当たり平均保険料(税)年額) (99,396)	
	使用者	特別保険料 本人0.3 使用者0.5 国庫補助0.2		4.615	事務費の全額	事務費の全額 (公社は公社負担)	(各地方公共団体が 事務費の全額 負担)	事務費の一部	事務費の全額 給付費の50% 給付費の32%~52%	
源	国庫負担 (昭和60年度予算)	給付費の16.4%	給付費の補助 13億円	定率及び定額 補助により 給付費の35%相当	給付費の補助 27億円					
保険給付	療養の給付	9割(国会で承認を受けた日の翌日からは8割) ※希望する医療機関における一部負担金は、医療費が1,500円以上のとき100円、1,501円以上2,500円以下のとき200円、2,501円以上3,500円以下のとき300円、3,501円以上のとき1割						8割		
	家族療養費	入院 8割 外来 7割						7割		入院 8割 外来 7割
給付	高額療養費	※自己負担額が5万1千円(低所得者は3万円)を超える場合、その超える額を支給する。 ①世帯合算(同一月に3万円(低所得者2万1千円)以上の負担が複数生じた場合は、これを合算して世帯単位で高額療養費を支給) ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12か月間に高額療養費の支給が4回以上になった時には、4回目以降の自己負担額は3万円(低所得者2万1千円)) ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患者については、自己負担限度額は月1万円)								
付	現金給付	・傷病手当金 ・出産手当金 ・分娩費等	同左	同左	同左	同左	・助産費 ・葬祭費 ・育児手当金等	(但し任意給付)		

欧米諸国の医療保障制度

欧米諸国の医療保障制度

	西ドイツ	フランス	イギリス	スウェーデン	アメリカ
制度の類型	社会保険	社会保険	公的保健サービス (National Health Service)	外来……社会保険 入院……公的保健サービス	社会保険 (Medicare)
適用対象	・全国民を対象とするが年取46,800マルク超の者は任意加入 ・全国民の約92%をカバー	・全国民を対象 ・全国民の約99%をカバー	・全居住者を対象	・全居住者を対象	・65歳以上の年金受給者、慢性腎臓病者等を対象 ・全国民の約12%をカバー
給付割合	・外来・入院とも原則10割給付 ・一部負担 薬剤2マルク/1剤 ・入院5マルク/1日 14日間が限度	・外来 費用の75%償還 ・入院 費用の80%現物給付(但し、20フラン/1日の自己負担あり) 〔1982年創設決定〕 ・薬剤 費用の70%償還(大衆保健薬は40%償還)	・10割給付 ・一部負担 薬剤1.3ポンド/1処方	・外来 10割現物給付(但し、受診毎に自己負担あり) ・入院 10割現物給付(但し、年金受給者については1年を超えれば自己負担あり) ・薬剤 最高40クローネの自己負担あり	入院保険 各疾病の90日間の入院医療費(1964年1月現在、自己負担当初35ドル、入院の60日間は完全支給、その後の30日については1日69ドルの自己負担)、プラス全生涯中60日の入院医療費(1日175ドルの自己負担)。X線サービス、病理サービスの在宅医療サービス、補足的医療保険(外来、往診等)について費用の60%を支給。ただし、年齢55歳までは自己負担。
財 源	被保険者	報酬の5.75% (月額520マルク以下の者は免除)	なし	外来につき 自営業者のみ (年収の9.5%)	入院につき、 報酬の1.3%
	使用者	報酬の5.75%	なし	外来につき 支払賃金総額の9.5%	同上
国庫負担	原則としてなし	原則としてなし	国民保健サービス費用の約90%	健康保険費用の15% 保健サービス費の約20%	總括的医療保険 高齢者1人当たり29.2ドル 障害者1人当たり54.3ドル
財政調整 (制度間格差の是正)	・年金受給者のための疾病保険 (年金保険からの繰入れを伴う全制度間財調) ・同一州内での財政窮乏基金のための財調	・被用者制度間の完全財調 ・被用者制度と自営業者制度間の財調(人口要因の不均衡是正)	—	—	—

第2編

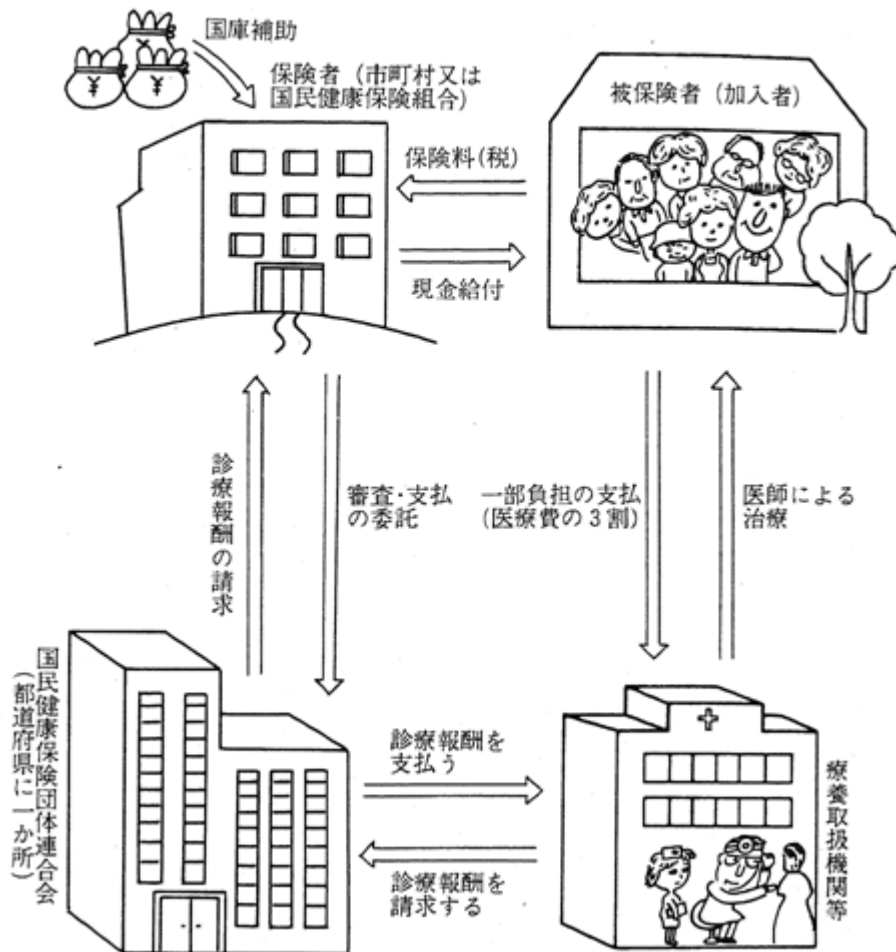
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保障

(2) 国民健康保険

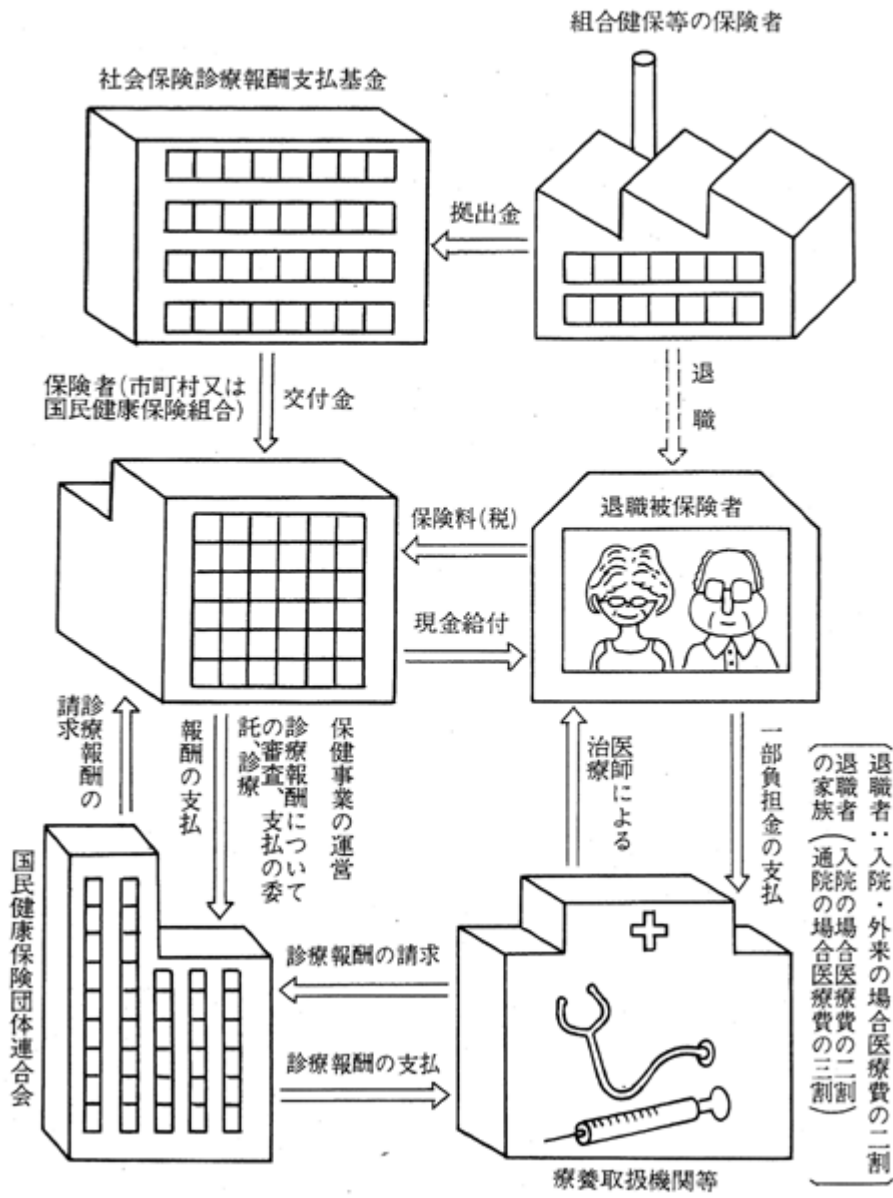
1) 一般の国民健康保険

① 一般の国民健康保険



2) 退職被保険者の国民健康保険

② 退職被保険者の国民健康保険



国民健康保険の医療給付の状況

国民健康保険の医療給付の状況

被保険者 1,000 人当たり受診件数 (受診率)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比	受 診 率	対前年 度 比
54	178.7	1.080	4,876.2	1.039	874.1	1.026	5,929.1	1.038
55	192.0	1.074	5,011.0	1.028	892.8	1.021	6,095.8	1.028
56	205.7	1.071	5,154.9	1.029	925.7	1.037	6,286.2	1.031
57	219.7	1.068	5,243.6	1.017	953.0	1.029	6,416.3	1.021
58	231.1	1.052	5,212.3	0.994	940.9	0.987	6,384.3	0.995
診 療 1 件 当 たり 日 数								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1 件 当 たり 日 数	対前年 度 比	1 件 当 たり 日 数	対前年 度 比	1 件 当 たり 日 数	対前年 度 比	1 件 当 たり 日 数	対前年 度 比
54	20.00	1.015	2.97	0.980	3.00	0.987	3.48	0.989
55	20.27	1.014	2.92	0.983	2.94	0.980	3.47	0.997
56	20.43	1.008	2.88	0.986	2.91	0.990	3.46	0.997
57	20.56	1.006	2.86	0.993	2.89	0.993	3.47	1.003
58	20.71	1.007	2.87	1.003	2.92	1.010	3.52	1.014
診 療 1 日 当 たり 診 療 費								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	1 日 当 たり 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 たり 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 たり 診 療 費	対前年 度 比	1 日 当 たり 診 療 費	対前年 度 比
54	10,387 ^円	1.049	2,956 ^円	1.079	3,048 ^円	1.086	4,253 ^円	1.087
55	10,936	1.053	3,182	1.076	3,399	1.115	4,637	1.090
56	11,480	1.050	3,308	1.040	3,693	1.086	4,934	1.064
57	11,944	1.040	3,521	1.064	3,847	1.042	5,269	1.068
58	12,129	1.015	3,725	1.058	3,963	1.030	5,544	1.052

厚生省保険局調べ

政府管掌健康保険の適用状況

年 度 末	55	56	57	58	59
事業所数(千所)	868	885	899	908	916
被保険者数(万人)	1,456	1,476	1,493	1,512	1,529
男	934	945	955	965	975
女	522	531	538	547	553
被扶養者数(万人)	1,673	1,615	1,657	1,681	1,705
平均標準報酬月額(円)	167,852	179,550	187,299	192,604	204,622
男	198,690	213,013	221,773	227,743	243,074
女	112,667	120,033	126,167	130,657	136,821

社会保険庁調べ

組保管掌健康保険の適用状況

組保管掌健康保険の適用状況

年 度 末	54	55	56	57	58
組 合 数	1,656	1,670	1,688	1,704	1,711
被保険者数(万人)	1,119	1,143	1,172	1,194	1,215
男	827	842	862	877	891
女	292	302	311	317	324
被扶養者数(万人)	1,584	1,607	1,621	1,643	1,647
平均標準報酬月額(円)	199,888	210,985	226,476	237,391	244,135
男	225,930	239,089	257,430	269,731	277,410
女	126,153	132,543	140,581	147,793	152,585

厚生省保険局調べ

政府管掌健康保険の医療給付の状況

政府管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000 人当たり診療件数 (件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	156.8	175.3	5,464.6	5,964.8	1,112.8	1,129.3	6,734.2	7,269.5
56	158.3	183.8	5,541.1	6,017.8	1,149.3	1,148.6	6,848.7	7,350.2
57	158.9	180.4	5,616.3	5,832.0	1,182.0	1,163.7	6,957.3	7,176.1
58	153.2	126.7	5,410.6	5,020.3	1,175.2	1,087.9	6,739.0	6,234.9
59	147.0	128.0	5,276.7	5,063.6	1,170.3	1,080.3	6,594.0	6,271.9
診 療 1 件 当 たり 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	18.2	18.7	3.2	2.7	3.3	2.8	3.6	3.1
56	18.0	18.7	3.1	2.7	3.3	2.8	3.5	3.1
57	17.8	18.4	3.1	2.6	3.2	2.7	3.4	3.1
58	17.5	15.5	3.0	2.4	3.2	2.7	3.4	2.7
59	17.1	15.3	2.8	2.4	3.1	2.7	3.2	2.7
診 療 1 日 当 たり 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	11,713	8,308	3,376	1,924	4,057	2,223	4,476	2,883
56	12,252	9,364	3,419	1,993	4,289	2,413	4,603	3,160
57	12,879	9,764	3,596	2,083	4,489	2,496	4,837	3,310
58	13,195	10,040	3,785	2,050	4,692	2,566	5,052	3,065
59	13,191	10,478	3,659	2,127	4,501	2,660	4,943	3,193

社会保険庁調べ

(注) 昭和57年度以降は、老人保健に係る医療給付を含まない。

組管掌健康保険の医療給付の状況

組合管掌健康保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000 人当たり診療件数 (件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
54	98.0	117.3	4,249.9	5,232.0	1,068.4	1,091.8	5,416.2	6,441.2
55	97.7	117.8	4,302.0	5,236.1	1,099.4	1,102.8	5,499.0	6,456.7
56	98.1	122.0	4,324.5	5,305.1	1,135.2	1,127.3	5,557.8	6,554.4
57	98.5	120.5	4,358.7	5,163.6	1,167.3	1,148.2	5,624.5	6,432.4
58	98.6	96.9	4,295.1	4,866.5	1,176.7	1,149.0	5,570.5	6,112.4
診 療 1 件 当 たり 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
54	16.5	16.2	2.8	2.6	3.2	2.7	3.1	2.9
55	16.3	16.4	2.7	2.5	3.1	2.6	3.0	2.8
56	16.0	16.4	2.7	2.5	3.0	2.6	3.0	2.8
57	15.9	16.1	2.6	2.5	3.0	2.6	2.9	2.7
58	15.6	13.3	2.5	2.3	3.0	2.6	2.9	2.5
診 療 1 日 当 たり 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
54	12,237	8,478	3,224	1,762	3,700	2,066	4,185	2,497
55	13,072	9,055	3,460	1,867	4,202	2,298	4,535	2,695
56	13,727	10,277	3,488	1,924	4,454	2,493	4,669	2,927
57	14,519	10,720	3,689	2,009	4,628	2,574	4,923	3,060
58	14,926	11,040	3,882	1,985	4,776	2,622	5,141	2,860

厚生省保険局調べ

(注) 57, 58年度分には, 老人保健法対象者を含まない。

政府管掌健康保険財政状況

政府管掌健康保険財政状況

(単位:百万円)

年 度	55	56	57	58	59
保 險 料 収 入	2,322,687	2,621,991	2,817,259	2,952,007	3,126,386
一般会計より受入れ	461,843	494,756	534,360	560,026	553,630
日雇提出金収入	—	—	—	—	4,106
雑 収 入	6,584	7,261	8,255	9,236	9,361
収 入 計	2,791,114	3,124,008	3,359,874	3,521,269	3,693,483
保 險 給 付 費	2,810,435	3,033,255	3,234,413	2,891,623	2,833,413
医療給付費	2,557,008	2,750,147	2,935,536	2,596,046	2,532,892
現金給付費	253,427	283,108	298,877	295,577	300,521
老人保健提出金	—	—	41,957	540,015	538,696
退職者給付提出金	—	—	—	—	84,032
業務勘定へ繰入れ	9,770	11,217	21,466	27,246	31,526
諸 支 出 金	3,404	2,601	938	1,849	1,837
支 出 計	2,823,609	3,047,073	3,298,774	3,460,733	3,489,504
収支差引△不足額	△ 32,495	76,935	61,100	60,536	203,979
累積収支△不足額	(55年度以降) △ 32,230	(同 左) 0	(同 左) 0	(同 左) 0	(同 左) 0

社会保険庁調べ

(注) 日雇労働者については、昭和59年10月より健康保険の日雇特例被保険者とされた。

組管掌健康保険収支状況

組管掌健康保険収支状況

(単位:百万円)

年 度	54	55	56	57	58
収 入 総 額	2,199,243	2,376,341	2,626,988	2,857,531	3,069,562
保 險 料	2,000,046	2,161,494	2,360,054	2,571,336	2,723,765
国庫負担金及び補助金	4,934	5,187	5,444	5,463	5,311
前年度繰越金	52,067	45,822	50,093	49,181	83,023
積立金より繰入れ	22,251	19,154	16,447	15,756	25,253
その他の収入	119,945	144,682	194,950	215,795	232,210
支 出 総 額	2,030,411	2,200,805	2,367,788	2,560,464	2,750,741
保 險 給 付 費	1,766,079	1,910,147	2,047,183	2,202,648	2,365,099
事 務 費	55,301	60,001	66,079	71,019	74,850
保健施設費	116,503	131,191	145,105	160,572	173,527
その他の支出	92,528	99,466	109,421	126,225	137,265
収 支 差 引 額	168,832	175,535	259,200	297,067	318,821

健康保険組合連合会調べ

第2編

第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保障

(4) 船員保険

船員保険は海上で働く船員を対象とした総合的社会保険(陸上の被用者を対象とする健康保険,厚生年金保険,雇用保険及び労働者災害補償保険の各制度を包含した機能を有する制度)である。

被保険者数,被扶養者数,船舶所有者数及び平均標準報酬月額の推移

年 度	55	56	57	58	59
被 保 険 者 数 (人)	211,893	207,004	202,065	196,317	189,365
被 扶 養 者 数 (人)	459,768	454,533	442,408	435,409	414,171
船 舶 所 有 者 数 (人)	11,069	10,794	10,610	10,280	9,949
平均標準報酬月額 (円)	233,636	243,143	253,777	259,987	275,283

社会保険庁調べ

船員保険収支状況

船員保険収支状況

(単位：百万円)

年 度	55	56	57	58	59
収 入 総 額	212,029	240,357	251,579	256,720	281,115
保 険 料	154,447	174,946	185,318	185,145	187,235
国庫負担金	28,291	34,036	34,714	41,028	49,961
給 付 費	27,229	32,865	33,531	39,800	48,725
事 務 費	1,062	1,171	1,183	1,228	1,236
利 子	26,224	27,869	28,198	28,164	27,182
積立金より受入	—	—	—	—	15,000
その他の収入	3,067	3,505	3,349	2,384	1,737
支 出 総 額	196,846	222,391	240,460	256,874	275,604
保 険 給 付 費	185,200	209,810	227,500	233,643	250,162
疾 病 給 付	76,873	79,096	79,137	68,121	64,566
年 金 給 付	97,999	118,503	135,213	151,032	171,041
失 業 給 付	10,328	12,211	13,150	14,490	14,555
老人保健拠出金	—	—	1,000	12,129	12,160
退職者給付拠出金	—	—	—	—	1,573
事 務 費	2,304	2,439	2,483	2,493	2,548
福 社 施 設 費	7,375	8,569	8,151	7,297	7,539
その他の支出	1,966	1,572	1,326	1,312	1,622
収 支 差 引 剰 余 金	15,182	17,966	11,119	△154	5,511
翌 年 度 へ 繰 越 し	1,989	1,758	882	162	420
積 立 金 に 繰 入 れ	13,194	16,208	10,237	△316	5,091

社会保険庁調べ

船員保険の医療給付の状況

船員保険の医療給付の状況

被保険者又は被扶養者 1,000 人当たり診療件数 (件)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		総 数	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	321.1	398.2	4,276.0	11,767.8	945.5	2,107.1	5,542.5	14,273.1
56	323.2	410.4	4,295.1	11,851.3	987.7	2,177.2	5,605.9	14,439.0
57	320.5	400.2	4,356.1	11,426.1	1,007.0	2,199.9	5,683.6	14,026.2
58	327.0	264.4	4,350.7	9,794.3	1,018.7	2,071.8	5,696.4	12,130.5
59	314.2	265.0	4,232.4	9,786.2	1,019.7	2,053.9	5,566.3	12,105.1
診 療 1 件 当 た り 日 数 (日)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	20.5	19.4	3.4	2.9	3.2	2.9	4.4	3.4
56	20.3	19.4	3.4	2.9	3.1	2.9	4.3	3.3
57	20.2	19.3	3.3	2.8	3.1	2.9	4.2	3.3
58	20.3	16.5	3.2	2.5	3.1	2.8	4.2	2.9
59	20.0	16.4	3.1	2.5	3.0	2.8	4.0	2.8
診 療 1 日 当 た り 金 額 (円)								
年 度	入 院		入 院 外		歯 科		平 均	
	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分	被保険 者 分	被扶養 者 分
55	9,237	7,700	3,427	1,851	4,564	2,195	5,138	2,840
56	9,690	8,671	3,462	1,906	4,887	2,384	5,334	3,089
57	9,983	9,001	3,647	2,008	5,211	2,486	5,569	3,250
58	10,223	9,492	3,837	1,997	5,398	2,561	5,817	3,028
59	10,214	9,992	3,724	2,064	5,324	2,672	5,763	3,171

社会保険庁調べ

(注) 昭和57年以降は、老人保健に係る医療給付を含まない。

第2編

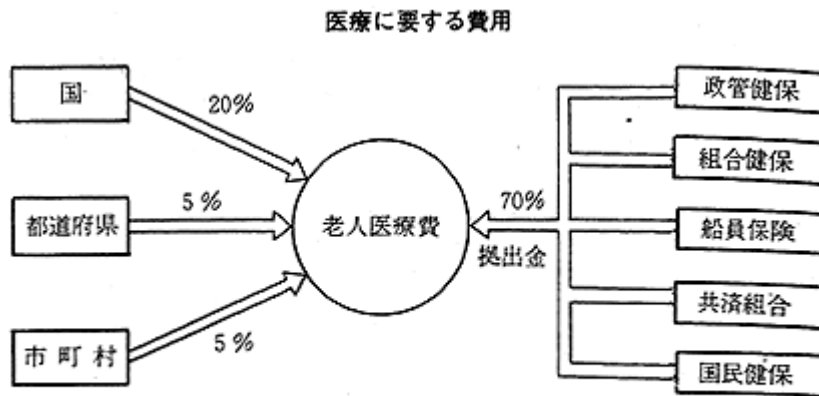
第1部 制度の概要及び基礎統計

IV 医療保障

(5) 老人医療

70才以上の老人等の医療費は、昭和58年2月より実施されている老人保健制度により国民皆が公平に負担する見地から次のように負担されている。

医療に要する費用



(注) このほか、医療機関の窓口での患者負担として、外来1月につき400円、入院1日につき300円(2月間)が徴収されている。

昭和60年度老人医療費負担額(見込)

昭和60年度老人医療費負担額(見込)
(加入者按分率 0.447)

区分	金額(億円)	割合(%)
公費	11,293	29.5
国	7,529	19.7
都道府県	1,882	4.9
市町村	1,882	4.9
保険者	26,350	68.9
保険料	17,728	46.4
被用者	11,579	30.3
政管	4,987	13.0
組合	4,334	11.3
船員	128	0.3
共済	2,130	5.6
国保	6,149	16.1
国庫補助	8,622	22.5
政管	992	2.6
国保	7,629	20.0
患者負担	598	1.6
合計	38,241	100.0

厚生省老人保健部調べ

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare